

令和6年4月8日

各大学・短期大学 学生支援等御担当者様  
各大学・短期大学 先生の皆様  
各専修学校（高等課程、専門課程、一般課程）  
学生支援等御担当者様  
各専修学校（高等課程、専門課程、一般課程）  
先生の皆様

（公社）全国消費生活相談員協会  
理事長 増田 悦子

## 消費者庁で実施する外部講師を活用した実践的な消費者教育講座事業 消費者教育出前講座（オンライン・オンデマンド講座含む）の御案内

令和4年4月1日より、成年年齢が引き下げられました。若年者に対する消費者教育の推進については、これまで、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成30年2月「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」決定）等に基づき、消費者庁が作成した若年者向け消費者教育教材「社会への扉」等も活用した実践的な消費者教育が全国の全ての高等学校等で実施されるよう取組が進められてきました。また、成年年齢引下げに係る改正民法の施行後も、18歳、19歳を含む若年者に、美容や儲け話等に関するトラブルが多く発生しており、若年者に対する消費者被害・トラブルの未然防止、及びそのための更なる消費者教育の充実は重要であるため、引き続き「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針―消費者教育の実践・定着プランナー」（令和3年3月「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」決定）に基づき、切れ目のない消費者教育に取り組む必要があるとされています。

加えて、デジタル社会の急速な進展に伴い、購入方法・決済方法が変化しており、消費生活におけるデジタルリテラシーの習得も喫緊の課題となっています。

これらのことを踏まえ、消費者庁では「外部講師を活用した実践的な消費者教育講座事業」を実施することとなり、私ども公益社団法人全国消費生活相談員協会が受託することとなりました。

本協会は、全国の自治体の消費生活センター等の窓口勤務する消費生活相談員を主な構成員としており、若年者の消費生活相談の対応をしております。実際の相談事例等も紹介しながら、実践的な消費者教育講座をお届けいたします。若年者の消費者被害防止に向け、本出前講座事業の活用について御検討いただきますようお願いいたします。

【対象校】 大学、短期大学、専修学校（高等課程、専門課程、一般課程）

【対象者】 学生、教職員

※詳しくは、チラシ、申込・問合せシートを御覧ください。  
本協会HPでもご案内しております。



### ◆問合せ先◆

公益社団法人全国消費生活相談員協会（消費者庁消費者教育出前講座担当）

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101

T E L 03-5614-0543 F A X 03-5614-0743

E-mail [wakamonodema@zenso.or.jp](mailto:wakamonodema@zenso.or.jp)